

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～とともに生きる社会を目指して～」について

令和4年11月24日

福祉子どもみらい局共生推進本部室

1 経緯

- 平成28年7月26日、津久井やまゆり園事件が発生
- 同年10月14日に、ともに生きる社会かながわ憲章を策定
- 津久井やまゆり園の再生として、「津久井やまゆり園」及び「芹が谷やまゆり園」の整備等を進めてきたが、再生の取組を進めている中、これからの障がい福祉は、本人の望みや願いを第一に考える**「障がい当事者の目線」が重要であることを認識**する。
- 令和3年11月、障がい福祉のあり方を「支援者目線」から「当事者目線」へと大転換を図る決意を、**「当事者目線の障がい福祉実現宣言」**として発信

2 条例を制定する理由

【当事者目線の障がい福祉に係る将来展望委員会・県議会からの意見】

- ・ 長期ビジョンの実現を着実に進めるには、指針、計画、条例といった仕組みが必要
- ・ 条例を作って障がい者の居場所を作っていく決意を示すべき
- ・ 計画の策定、憲章、宣言、条例も大きな取組の一つであり、あらゆる可能性、
選択肢を排除することなく検討すること



- 「当事者目線の障がい福祉」を実現するための、必要な施策を確実に実行する普遍的な仕組みとして、計画の策定や宣言など、様々な観点から検討を行った。
- その結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有することが必要であり、県議会の議決を得て制定する「条例」が最も効果的と考えた。

3 条例制定までの経過

年月	内容
令和3年9月	第3回県議会 定例会 代表質問にて普遍的な仕組みづくりについて知事答弁（条例の議論がスタート）
令和4年3月	第1回県議会 定例会 厚生常任委員会に条例骨子案を報告
4月	条例骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
7月	第2回県議会 定例会 厚生常任委員会に条例素案を報告
10月	第3回県議会にて 条例案が全会一致で可決 10月21日に公布（令和5年4月1日施行）

4 当事者目線の障害福祉推進条例の特色

【条例の特色】

- ・ **当事者目線の障がい福祉を進めていくための基本的な規範**
- ・ 前文を置く
- ・ **障がい者の権利擁護、差別の禁止、虐待防止の促進の規定を置く**
- ・ その他、他県の類似条例ではあまり見られない内容
 - ⇒ 当事者の政策決定過程への参加の推進、障がい者を主体とした活動の推進を明示
 - ⇒ 誰もが意思決定支援を受けられることを明示
- ・ **「ともに生きる社会を目指して」という「副題」を付ける**

5 当事者目線の障害福祉推進条例の概要

(1) 前文

- ・ 津久井やまゆり園事件からの再生を進める中で、当事者目線の障がい福祉の重要性を認識し「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信した。
- ・ すべての障がい者が自分らしく暮らすことのできる社会環境整備がまだ道半ばであることに真摯に向き合い、オール神奈川で当事者目線の障がい福祉を進めていくための基本的な規範として条例を制定する。

(2) 目的

- ・ 基本理念、県や県民・事業者の責務、推進にかかる基本となる事項を定めることにより当事者目線の障がい福祉の推進を図る。【直接的な目的】
- ・ 差別や虐待をなくし、自分の望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現。【目指す姿】

5 当事者目線の障害福祉推進条例の概要

(3) 当事者目線の障がい福祉の定義

障がい者に関わる誰もが障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境を整備することにより実現される障がい者の福祉をいう。

(4) 基本理念

- ・全ての県民が、主体的に自らの生き方を追求することができ、個人としての尊厳が重んぜられること
- ・障がい者の自己決定が尊重されること
- ・障がい者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
- ・障がい者個人の持つ可能性が尊重されること
- ・障がい者のみならず、障がい者に関わる人々も喜びを実感できること
- ・全ての県民が多様性を認め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

5 当事者目線の障害福祉推進条例の概要

(5) 県の責務

- ・ 当事者目線の障がい福祉に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- ・ 当事者目線の障がい福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 施策に、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる。

(6) 基本計画の策定

- ・ 基本計画を定め、毎年度、実施状況について公表する。
- ・ 基本計画には、障がい福祉のみならず、医療、福祉のほか、教育、就労、すまい、バリアフリー、情報提供、文化芸術、防災・防犯など、地域生活に必要な分野の施策について定める。

5 当事者目線の障害福祉推進条例の概要

(7) 施策に関する事項

- ・ 意思決定支援の推進
- ・ 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止、相談体制の整備
- ・ 障がい者の家族等に対する支援
- ・ 障がい福祉の政策立案過程への障がい者の参加等
- ・ 障がい者が主体となって企画、実施する活動の促進
- ・ 支援手法に関する調査研究

(8) 施策の推進体制に関する事項

- ・ 障がい福祉に従事する人材の確保、育成
- ・ 職場への定着促進のための環境整備、処遇改善

【参考】 基本計画に定める施策

項目	条文
医療、介護、福祉等	障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
相談	障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
教育	障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
療育	障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
雇用、就労	障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
住宅	障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策

項目	条文
公共的施設のバリアフリー化	障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
情報アクセシビリティ	障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
経済的負担の軽減等	障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
文化芸術、スポーツ	障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
防災、防犯、消費者被害の未然防止	障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
行政等における配慮	障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

6 条例の「わかりやすい版」の作成について

○ 条例の「わかりやすい版」について

- ・ 題名 **「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」**
- ・ 条文全文を、誰もが分かりやすい表現にしたもの
- ・ 難しい言葉も、日常生活で必要な言葉はそのまま用い、解説を付記
- ・ 障がい当事者によるワーキングにより作成

※ 音声コード付きもご用意しています（ホームページに掲載しています）。 

※ 音声コードは、「Uni-Voice」（アプリ）で読み取ることができます。



○ 今後の取組

- ・ 今後、障がい当事者の意見を踏まえながら、さらに内容を充実
- ・ 来年2月上旬を目途に、冊子化を予定

6 条例の「わかりやすい版」の作成について

とうじしゃ いっしょ
当事者と一緒に
かんが
考えた!!

よ
みんなで読める

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

い しゃかい めざ
～ともに生きる社会を目指して～

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月24日

しょうれい とどうふけん しちやうそん たいせつ き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです

だい じょう きほんりねん
第3条 基本理念

とうじしゃめせん しょうがいふくし すず たいせつ かんが かつ
当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方



「当事者目線の障害福祉」を進めるときは、(1)から(6)に書いてあることを大事にします。

- (1) すべての県民が、人として大切にされること。
自分の生き方を自分で決められること。
自分が大切にしている考え方を大事にされること。
- (2) 障害のある人が、自分のことは自分で決められるようにすること。
- (3) 障害のある人が、住みたいと思う場所で、自分らしく暮らすことができるようにすること。
- (4) 障害のある人の性別、年齢、障害の様子、生活に合わせて、周りの人たちが協力し、本人が活躍できるようにすること。
- (5) 障害のある人だけではなく、周りの人たちも、うれしいと感じられること。
- (6) すべての県民が、障害や障害のある人のことをよく理解すること。
地域に住んでいる人がお互いに支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

6 条例の「わかりやすい版」の作成について

さんこうしりょう
(参考資料)

しょうがいふくしサービス提供事業者について

住
ま
い

しせつにゅうしよせん 施設入所支援	にゅうしよせつ しょくじ ろろ てだす 入所施設で食事やお風呂などを手助けする
しょうがいひにゅうしよせん 障害児入所支援	サービス サービス
きょうどうせいけつせんじよ 共同生活援助	ぐるーぷほーむ しょくじ ろろ てだす グループホームで食事やお風呂などを手助けする
サービス	サービス
りょうようかいご 療養介護	びょういん しょくじ ろろ てだす サービス 病院で食事やお風呂などを手助けするサービス
ふくしほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ぼしよ ようい く そうだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受けるサービス
サービス	サービス

暮
ら
し

きょたくかいご 居宅介護	へる ばー いえ き しょくじ ろろ てだす そうじ ヘルパーが家に来て、食事やお風呂の手助けや掃除や洗濯をするサービス
じゅうどぼうもんかいご 重度訪問介護	なが じかんつか へる ばー 長い時間使えるヘルパー
たんきにゅうしよ 短期入所	みじか にっすう にゅうしよせつ す サービス 短い日数を入所施設などで過ごすサービス
じりつせいけつせんじよ 自立生活援助	ちいさ く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす障害のある人の家に行き見守りするサービス
サービス	サービス
そうだんしえん 相談支援	しょうがい ひと く かん そうだん いっしょ 障害のある人の暮らしに関して相談して、一緒に考えてくれるサービス
かんが	サービス

いっしょ かんが めんばー
一緒に考えたメンバー

「みんなで読める かながわけんとうじしやめせん しょうがいふくし推進条例」を一緒に考えてつくったメンバーです。

- こにし つとむ びーぐるふあーすとよこはま かいちよう
小西 勉 (ビーグルファースト横浜 会長)
- ざるわたり たつあき かながわけんしょうがいしゃじりつせいかつしえん せんたー
猿渡 達明 (神奈川県障害者自立生活支援センター)
- しもじょう あきこ ぴあさぽーたー
下条 章子 (ピアサポーター)
- とみた たすく ぶるーすかいくらぶ かいちよう
富田 祐 (ブルースカイクラブ 会長)
- ないとう のりよし かながわけんしんたいしょうがいしやれんごうかい かいちよう
内藤 則義 (神奈川県身体障害者連合会 会長)
- ならざき まゆみ こーかいちよう
奈良崎 真弓 (にじいろでGO! 会長)
- またむら あおい ぜんこくて いくせいかいれんごうかい じょうむりじけんじ むきょくちよう
又村 あおい (全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)
- たかの はじめ けんきょうせいしやかいあどばいざー おぶざーばー
高野 元 (県共生社会アドバイザー (オブザーバー))